

ペットボトルの資源循環水平リサイクルに関する協定書

羽村市（以下「甲」という。）、大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）、及び豊田通商株式会社（以下「丙」という。）は、甲乙丙が協力して行うペットボトルの資源循環水平リサイクルを遂行することに関し、以下のとおり基本的な方針に合意したため、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙丙が協力して、第2条第1項に定める連携事項を遂行することによって、ペットボトルの資源循環水平リサイクル（いわゆるボトルtoボトルリサイクル）を安定的に行い、廃棄物の減量及び資源の有効利用を推進し、持続可能な循環型社会の実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 前条の目的を達成するため、次の事項について甲乙丙は協力して連携する。

- （1）持続可能な循環型社会の実現に向けた、ペットボトルの資源循環水平リサイクルに係る市民等への普及啓発に関すること。
 - （2）ペットボトルの資源循環水平リサイクルの枠組みの推進と維持に関すること。
 - （3）その他、ペットボトルの資源循環水平リサイクル及び持続可能な循環型社会の実現に向けた取組に関すること。
- 2 前項の連携事項（以下「連携事項」という。）を推進するための具体的な取組内容、実施方法等については、各当事者が協議の上、別途契約等により定める。

（当事者の役割）

第3条 甲乙丙は前条の連携事項を推進するため、それぞれ次の各号に定める役割を担うものとし、その詳細な条件等については各当事者間で別途定める。

- （1）甲の役割
 - ア 資源回収において、市民から排出された使用済みペットボトルを回収すること。
 - イ 回収された使用済みペットボトルを、別途締結される契約に基づき丙に譲渡すること。
 - ウ ペットボトルの資源循環水平リサイクル、その他の持続可能な循環型社会の実現に向けた取組に係る市民等への普及啓発を行うこと。
- （2）乙の役割
 - ア 甲が回収した使用済みペットボトルから丙を経て処理・加工された再生ペットボトル樹脂を使用してペットボトルを製造し、自社または自社のグループ会社製品容器として利用すること。
 - イ ペットボトルの資源循環水平リサイクル、その他の持続可能な循環型社会の実現に向けた広報活動を行うこと。
- （3）丙の役割
 - ア 甲から譲り受けた使用済みペットボトルを、丙もしくは丙の子会社である豊通ペトリサイクルシステムズ株式会社にて再生ペットボトル原料に加工し、乙に譲渡すること。
 - イ ペットボトルの資源循環水平リサイクル、その他の持続可能な循環型社会の実現に向けた広報活動を行うこと。

（秘密保持）

第4条 甲乙丙は、本協定に基づく連携及び協力の検討又は実施により得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の承諾を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならず、本協定に基づく連携及び協力以外の目的に使用してはならない。ただし、乙及び丙は、連携事項を検討又は実施するために必要な範囲で、自己の関係会社に相手方の秘密情報を共有することができるが、乙

及び丙は当該関係会社に対して、当該秘密情報に関し適切に秘密保持義務を負わせなければならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も有効に存続する。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了6か月前までにいずれかの当事者から別段の意思表示がない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（解除）

第6条 甲乙丙は、甲が丙に譲渡する使用済みペットボトルのうち、一定量以上のものの品質が水平リサイクルに適さない場合、又その他の事由によって、本協定に基づく取引を継続することが困難と判断した場合は、協議の上、本協定を解除することができる。ただし、当該解除に当たっては、相手方当事者が使用済みペットボトルの譲渡先又は新たな入手先を他に確保できる十分な期間を設けるよう配慮するものとする。

（反社会的勢力の排除・腐敗防止）

第7条 甲乙丙は、暴力団、暴力団員、総会屋等の反社会的勢力に属さず、又はそれらの反社会的勢力と何らの関係をも持たないことを、確約する。

- 2 甲乙丙は、本協定に基づく連携事項の実施に当たって、腐敗防止に関する各種法令を遵守することを、確約する。
- 3 甲乙丙は、相手方が前二項の確約に違反したと認められる場合には、催促を要せず直ちに本協定を解除することができる。

（協議等）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙丙が誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

本協定書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙が署名の上、各自本書1通を保有するものとする。

令和8年2月10日

甲 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1
羽村市
羽村市長

橋本弘山

乙 東京都千代田区神田司町2丁目9番地 東京本社ビル
大塚製薬株式会社 首都圏第一支店
支店長

伊藤徹也

丙 東京都港区港南二丁目3番13号
豊田通商株式会社
サステナブル合成樹脂部
部長

牧 俊彦